

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年12月24日（火）第578号の 6



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則（※）

（人事課取扱い） 1

○鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則（※）

（人事課取扱い） 1

規 則

鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第61号

鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

別記様式（教示）3中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第62号

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員退職手当支給規則（昭和60年鹿児島県規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記第25号様式（裏面）（支払差止処分の取消し）2，別記第26号様式（裏面）（支払差止処分の取消し）2及び別記第27号様式（裏面）（支払差止処分の取消し）2中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。